

会議の名称	第59回座間市個人情報保護審査会会議録		
開催日時	令和4年10月18日(火) 14時00分～16時00分		
開催場所	市役所5階 5-7会議室		
出席者	(委員) 齋藤会長、山口副会長、宮下委員、宮本委員、山田委員		
	(事務局) 久保文書法制課長、鈴木主事		
公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開	傍聴人	0人
議題	<p>1 審査事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の改正に伴う(仮称)座間市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)(以下「施行条例」という。)に関する検討事項について <p>2 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第8条第3項の規定に基づく報告事項(新規、変更) 		
資料の名称	第59回個人情報保護審査会資料		
会議の内容	<p>(会議結果)</p> <p>1 審査事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審議の結果 法の改正に伴い、施行条例について引き続き審議・検討する。 ○個別事項についての審査会の意見 ・パブリックコメントの結果について 提出された意見を分類し、意見を踏まえた回答を作成すること。 ・施行条例について 座間市議会における個人情報の保護条例との関係性を引き続き検討すること。また、字句の修正等軽微な修正を行うこと。 <p>2 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例第8条第3項の規定に基づき報告された案件について、意見はない。 		
	<p>(会議内容)</p> <p>(事務局:久保) 定刻となりましたので、第59回個人情報保護審査会を開催します。本日は、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、座間市個人情報保護条例第51条第2項の規定により、会議が成立することを報告します。それでは会長から御挨拶をお願いします。</p> <p>《会長挨拶》</p> <p>(事務局:久保) ありがとうございました。それでは、座間市個人情報保護条例第51条第1項の規定により、会長に議長をお願いします。</p>		

(会長) それでは、議事進行について、各委員の御協力をお願いします。まず議題1について、事務局から説明をお願いします。

審査事項

《事務局説明》

【パブリックコメントの結果について】

(会長) パブリックコメントの結果について、質問、意見がある方はどうぞ。

(山田委員) 3番について、個人情報取扱事業者に自治会が入るということですよ。説明を聞けば理解できるので、言葉を追加して示すべきだと思います。

(事務局：久保) 追加します。

(山田委員) 国の方針で市の条例において独自に規定できないという表現で問題ありませんか。法律に委任規定が置かれていないものについて定められないというよりは、すでに国で定められているものについて重ねて規定することが想定されていないというべきでは。

(事務局：久保) 修正します。

(会長) ほかに質問、意見はありますか。それでは、ないようですので、パブリックコメントの結果については、以上とします。

【(仮称) 個人情報の保護に関する法律施行条例(案)について】

(会長) 法のガイドラインや他市とのすり合わせの中で今後も変更されますか。

(事務局：久保) 調整済の案を御提示しています。

(山田委員) 交付に要する費用として、送付以外に何がありますか。

(事務局：久保) 複写代があります。

(山田委員) 引き続きコピー代を請求されるということですね。コピー代と郵送代、切手ということですか。

(事務局：久保) 情報公開請求では郵送による交付を行っており、複写代と郵送代を実費としています。個人情報の開示請求では、郵送による交付を行っていません。しかし法においては郵送による送付がありますので、今回追加したものです。

(宮本委員) 法律だと国の団体等が入っていますが、市には独立行政法人等はありませんか。

(事務局：久保) ありません。

(宮本委員) 条例の作りとして、個人情報の開示請求について、請求先が異なる場合は移送することがありますが、議会への移送が可能でしょうか。

(事務局：久保) 法と議会の条例は別ですので、難しいと思われます。単に請求者が請求先を間違えているという取扱いになると想定されます。

(宮本委員) 県や国でも同じだと思うのですが、移送は可能ですか。

(事務局：久保) 法においては、行政機関の長等ということで、国や県も含まれますので、移送することは可能です。議会については適用外ですので、難しいと思料します。

(宮本委員) この条例で法を担えるのかが気になります。

(事務局：久保) 法の適用になることから、今御指摘いただいた移送の話だけでなく、検討事項は多岐に渡るところです。事務局として今後特にファイル簿など大きな作業が待っていますので、一つ一つこなしながら進めてまいります。また、個人情報の保護という点において、基礎自治体が持っている情報の量は国の想定より多いのが実情です。市として、個人情報を保護してきた経験を基に、法に合わせて運用を変えていく必要があると考えています。

(宮本委員) 議会条例について、法の適用外なので議会は別に作っているのですよね。審査会に委任する事項は、市長が判断する事項でなく、議長が判断する事項なので、本来は市の条例ではなく議会の条例に書くべきではないですか。

(事務局：久保) 議会の審議事項については、議会事務局と調整しているところです。議会条例からの諮問については、前回の第2回検討会において、議会条例の中に審査会を設置できないという点から、施行条例に設ける必要があると考えています。

(宮本委員) 議会条例の附則等で市の条例を改正する、というやり方もあるかもしれません。

(事務局：久保) 御指摘について検討したいと思います。

(山口委員) 審査会の諮問事項として、細則とありますが、どれを指しますか。

(事務局：久保) 施行規則を想定しています。

(齋藤会長) 規則について御提示いただけるということですね。

(事務局：久保) はい。

(山田委員) 附則について、施行前と施行日前がありますが、コンセプトは同じですか。

(事務局：久保) 国が示す条文イメージを引用しているもので、すぐに回答ができないため、一度お預かりします。

(齋藤会長) ほかに質問、意見はありますか。それでは、ないようですので、細部の修正をしていただいた上で、事務局の案を引き続き検討することによろしいですか。賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) 挙手全員ですので、条例案の検討については、以上とします。

報告事項ア

(会長) それでは、議題2. 報告事項に移ります。報告事項アについて、事務局からお願いします。

《事務局報告》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。

(各委員) 特になし。

(会長) ないようですので、当審査会からの意見はなしということとします。報告事項アについては以上とします。

報告事項イ

(会長) 次に、報告事項イについて、事務局からお願いします。

《事務局報告》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。

(各委員) 特になし。

(会長) ないようですので、当審査会からの意見はなしということとします。報告事項イについては以上とします。会議の進行を事務局へお返しします

(事務局：久保) 御審議ありがとうございました。本日の審議は以上で終了します。次回の審査会は11月頃に開催いたします。

《閉会》

連番	登録担当課	登録理由	登録番号	事務の名称	登録年月日	取扱開始日	収集先	本人以外からの収集の根拠	個人情報を取り扱う目的	利用、提供先	利用、提供項目
1	公園緑政課	事業の新規開始	0802-034	(仮称)新田宿四ツ谷公園整備に伴う市民アンケート調査に関する事務	令和4年8月23日	令和4年8月23日	戸籍住民課	審査会への諮問（類型化）	アンケート用紙の送付	—	—

連番	登録担当課	主な変更理由	登録番号	事務の名称	変更年月日	変更等箇所	説明
1	子ども育成課	個人情報の利用の追加	1002-006	児童手当の支給事務	令和4年10月3日	個人情報の利用及び提供の範囲	個人情報の利用及び提供の範囲を追加したもの。 (給食費徴収に関する事務の登録簿を変更したことによる)
2	学校教育課	個人情報の利用の追加	4102-008	学齢簿編成及び整備保管に関する事務	令和4年10月3日	個人情報の利用及び提供の範囲	個人情報の利用及び提供の範囲を追加したもの。 (給食費徴収に関する事務の登録簿を変更したことによる)
3	学校教育課	個人情報の利用の追加	4102-022	就学援助事業事務	令和4年10月3日	個人情報の利用及び提供の範囲	個人情報の利用及び提供の範囲を追加したもの。 (給食費徴収に関する事務の登録簿を変更したことによる)
4	学校教育課	個人情報の収集方法の追加	4102-023	特別支援教育就学奨励費支給事務	令和4年10月3日	個人情報の利用及び提供の範囲	個人情報の利用及び提供の範囲を追加したもの。 (給食費徴収に関する事務の登録簿を変更したことによる)
5	学校教育課	個人情報の記録から検索し得る個人の類型、電子計算処理の有無、個人情報の項目名の追加	4102-027	給食費徴収に関する事務	令和4年9月30日	事務所管等、根拠法令等、個人情報の記録から検索し得る個人の類型、電子計算処理の有無、個人情報の項目名、個人情報の収集、個人情報の利用及び提供の範囲、使用する主な個人情報ファイル	給食費徴収に関する事務について、これまでは学校ごとに現金での徴収を行っていたところ、口座振替による徴収方法へ変更されることに伴い、徴収方法や収集する個人情報の項目等を追加したもの。